

## 第5章 災害応急対策計画

### 第1節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

#### 第1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- 1 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等  
(基本法第62条第1項及び同条第2項：市町村の応急措置)
- 2 消防長又は消防署長等  
(消防法第29条：消防対象物等の使用、処分又は、使用の制限)  
(基本法第76条の3第4項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- 3 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等  
(水防法第24条：居住者等の水防義務)  
(水防法第26条：決壊後の処置)
- 4 警察官等  
(基本法第63条第2項：市町村長の警戒区域の設定権等)  
(基本法第64条第7項：応急公用等)  
(基本法第65条第2項：住民等に対する緊急従事指示等)  
(基本法第66条第1項：災害時における漂流物等の処理)  
(基本法第76条の3第1項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- 5 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官  
(基本法第63条第3項：市町村長の警戒区域の設定権等)  
(基本法第64条第8項：応急公用等)  
(基本法第65条第3項：住民等に対する緊急従事指示等)  
(基本法第76条の3第3項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- 6 北海道知事  
(基本法第70条：都道府県の応急措置)
- 7 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長  
(基本法第77条：指定行政機関の長の応急措置)
- 8 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長  
(基本法第80条：指定行政機関等の応急措置)

#### 第2 町の実施する応急措置

町長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

また、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、

関係機関等の協力を求めることができる。

### 1 警戒区域の設定

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

### 2 応急公用負担の実施

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置を講じなければならない。

#### (1) 土地建物等の占有等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、この通知事項を奈井江町公告式条例（平成 4 年奈井江町条例第 14 号）の規定により掲示板に掲示する等の措置を講じなければならない。

- ア 名称または種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

#### (2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

### 3 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 2 項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第 64 条第 3 項から第 6 項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定める事項を公示する。（基本法第 64 条第 3 項）
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相

当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却代金を保管する。（基本法第64条第4項）

- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。（基本法第64条第5項）
- (4) 保管した工作物等を返還するため、公示した日から起算して6ヶ月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

#### 4 道及び他の市町村長等に対する応援の要請

町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項の規定に基づき、知事に対し、応援を求め、又は緊急措置の実施を要請及び、基本法第67条第1項の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

なお、応援要請の決定、要請の区分、応援要請の手続等は、次のとおりとする。

##### (1) 応援要請の決定

各対策部長は、応援要請の実施のため、道及び市町村長等に応援を求める必要が生じた場合は、総務対策部長を通じて本部長の決定を受けるものとする。

本部長は、本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直ちに本部長が決定するものとする。

##### (2) 応援要請の区分

応援の要請は、災害の規模等に応じて、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に定める次の区分により行うものとする。

###### ア 第1要請

災害による被害が特定の地域に集中して発生した場合には、空知総合振興局管内の市町村長等に対して応援を要請する。

###### イ 第2要請

災害による被害が特定の地域に集中して発生しているが、その地域が複数に及ぶ場合には、他の振興局管内の市町村長等に対して応援を要請する。

###### ウ 第3要請

災害による被害が町の区域全体に発生している場合には、知事に対して応援を要請する。

##### (3) 応援要請の手続

応援要請の決定をした場合において、本部長は、第1要請及び第2要請にあつては他の市町村長等及び知事に、第3要請にあつては知事に対し、次の事項を明らかにして応援を要請するものとする。

###### ア 被害の種類

###### イ 必要とする応援の内容

###### ウ 応援場所及び応援場所への経路

###### エ 応援の期間

###### オ その他の応援の実施に関して必要な事項

##### (4) 応援要請の方法

応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、本部長は、後日速やかに応援を行った道及び

他の市町村長等に要請文書を提出するものとする。

(5) 応援隊の受入窓口及び活動状況の把握

応援隊の受入は、総務対策部長が行うものとし、活動内容に直接関係のある対策部に引き継ぐものとする。

応援隊を受け入れた対策部は、活動内容についての折衝に当たるとともに、応援隊が行う応急措置の実施を指揮するとともに、応援隊の活動内容、応援隊の食糧、宿舎等の必要な事項を総務対策部長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、道及び他の市町村長等に対する応援については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に定めるところによるものとする。

(7) 災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援、協力して防災活動を速やかに行えるよう応援協定等の締結を推進するものとする。

5 住民等に対する緊急従事指示等

(1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）

(2) 町長、水防団長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

(3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）

(4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）

(5) 町長等は前各号の応急措置等の業務に協力した住民等がそのため死亡し、負傷し、または、疾病にかかった場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）によりその補償を行う。

## 第2節 災害広報・情報提供計画

災害時において、住民、報道機関及び道に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- 1 総務・企画班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他関係機関の取材による写真の収集
- 3 その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- 4 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策等に反映させるものとする。
- 5 町長は、必要と認めたときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

### 第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

#### 1 住民に対する広報等の方法

ア 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じて、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、広報車両、郵便局、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

### 第3 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確か

つきめ細やかな情報を適切に提供する。

1 災害情報等発表及び広報は、次に定めるところによる。

主管対策部	発表責任者	広報対象	伝達方式
総務対策部	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正) 総務対策部長 副) 総務・統括班長	・住民及び被災者 ・防災関係機関 ・公共的団体 ・関係施設等	北海道防災情報システム、 広報車、広報紙、チラシ等 の印刷物、インターネット、 コミュニティFM（エフエム なかそらち）、サイレンの 吹鳴等
	正) 総務対策部長 副) 総務・統括班長	本部職員	庁内放送

2 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対し次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所又は被害激甚地域
- (3) 被害調査及び発表の時刻
- (4) 被害状況
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難勧告・指示の状況
- (7) 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (8) 本部の設置又は解散
- (9) その他必要な事項

3 住民等に対する広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報は、災害の状況をみながら次の内容により行うものとする。

- (1) 災害に関する情報及び注意事項
- (2) 災害応急対策及びその状況
- (3) 災害復旧対策及びその状況
- (4) 災害地を中心とした交通に関する情報
- (5) その他必要な事項

#### 第4 道、関係機関等に対する情報の提供

必要に応じ防災関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に対し災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

#### 第5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

## 第6 現地合同本部等の広報

現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

## 第7 安否情報の提供

### 1 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要とみとめられる情報
(イ)	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 町又は道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

### 2 安否情報を回答するに当たっての町及び道の対応

町及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することがで

きるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 第3節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民の生命又は身体を保護するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対し安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設、又は生命若しくは身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

##### 1 町長（基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要する場合は、立ち退きを指示する。

この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のための立ち退きを指示することができる。（その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。）

##### 2 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（総合振興局長）又はその命を受けた道の職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（総合振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入等について町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

##### 3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は近隣の安全な場所への待機や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

##### 4 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長（指定する町職員）及び警察官がその場にはいない限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地への立入り（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

## 第2 措置内容

- 1 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、状況に応じ、必要と認める地域の居住者に対し、次の勧告又は指示を行う。
  - ア 避難のための立退きの勧告又は指示
  - イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
  - ウ 近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示
- 2 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- 3 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

## 第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

- 1 連絡  
町、道（空知総合振興局）、北海道警察（警察署等）、及び自衛隊は、法律又は町防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。
- 2 助言  
町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。  
町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。
- 3 協力、援助  
北海道警察  
町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

## 第4 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示（緊急）区分の基準

避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示（緊急）の発令は、以下の基準を参考に、指定河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、町が発令する。

1 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとする。

ア 要配慮者等、特に時間を要するものは、計画された避難場所への行動開始（避難支援者は支援行動を開始）

イ 上記以外の者は、避難準備開始

区 分		判 断 基 準
風 水 害	石 狩 川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 イ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	豊 沼 奈 江 川 奈 井 江 川 1 4 号 川 茶 志 内 川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の（ア）～（イ）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （ア）上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 （ウ）上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
土 砂 災 害		ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。 イ 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、1 時間雨量が 20mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。
その他の災害		ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2 避難勧告（警戒レベル4）

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生する恐れがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとする。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	石 狩 川	ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 イ 水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難勧告（警戒レベル4）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	豊沼奈江川 奈井江川 14号川 茶志内川	ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 イ 位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の（ア）～（イ）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （ア）上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 （ウ）上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難勧告（警戒レベル4）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 イ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難勧告（警戒レベル4）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
土 砂 災 害		ア 「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 イ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。 ウ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 エ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。

	イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
--	--

3 避難指示（緊急）（警戒レベル4）

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、その基準は次によるものとする。

なお、事前避難のいとまのない場合は、近隣の安全な場所に緊急避難させること。

区 分		判 断 基 準
風  水 害	石 狩 川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 水位観測所の水位が、氾濫危険水位を越えた状態で、水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
	豊沼奈江川 奈井江川 14号川 茶志内川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
	その他の河川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
土 砂 災 害		ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 イ 避難勧告（警戒レベル4）発令後、継続して雨が降り続けているとき。 ウ 土砂災害が発生しているとき。 エ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

4 避難の態様

ア 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

- (ア) 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。
- (イ) 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するとき。
- (ウ) その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が切迫していると判断される時）は、近隣の安全な場所に緊急に避難させる。

ウ 収容避難

事前避難若しくは緊急避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に避難させるとき、又は救出者を安全な場所へ避難させるときは、輸送車両を用意する等の手段を講じて避難させる。

**第5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法**

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 指示事項

指示伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

ア 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者避難開始の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

- (ア) 携行品は、限られたものだけにする。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等）
- (イ) 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯する。
- (ウ) 避難時の戸締りをする。
- (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。
- (オ) 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、

ガス等の保安措置を講ずること。

## 2 伝達方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況及び地域の実情を考慮し、最も効率的に伝達することができる方法により行うものとする。

ア 北海道防災情報システムによる伝達

イ 避難信号による伝達

水害による避難は、奈井江町水防計画に定める水防信号による。

ウ 放送による伝達

NHK及び民間放送局等に対し、避難勧告又は避難指示（緊急）を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう協力を求める。

エ 電話等による伝達

関係住民に対し、電話等を通じ伝達する。

オ 広報車による伝達

町、消防、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

カ 個別による伝達

避難勧告、避難指示（緊急）を発令したときが夜間、停電時又は風雨が激しいときで、関係住民に対する完全周知が困難であると予想される場合は、本部職員、消防団員等が班を編成し、個別に伝達するものとする。

## 第6 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

### 1 町長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### 2 警察官

町長（指定する町職員）が現場にいないとき等において、警察官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 3 自衛官

町長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

## 第7 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 町の対策

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに住宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者の対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、予め定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等への応援を要請する。

## 第8 指定避難所の開設等

1 避難所の設定

ア 町は、災害が発生し、又は、発生のおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

ウ 町は、災害時の避難所開設にあたっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を、地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

エ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 避難所の周知方法

町民に対し、平常時から避難所の場所を周知するため、町は、広報紙、チラシ、ハザードマップ等の活用その他適切な方法により、町民に周知するよう努めるものとする。

〔指定避難所〕

（平成29年7月指定）

避難所		所在地	連絡 電話番号	避難対象地区	建設年	耐震
名 称	収容人員 (人)					
奈井江町文化ホール	(50) 150	本町2区	65-6066	本町	H5	○
奈井江町交流プラザ「みなクル」	(40) 80	本町1区	74-5574	本町	H25	○
奈井江中学校（体育館）	(160) 340	本町9区	65-2150	本町	S46	○
奈井江町社会教育センター	(110) 240	本町10区	65-5311	本町・北町	S54	
奈井江小学校（体育館）	(100) 210	北町3区	65-2108	北町・瑞穂・大和	S49	○
奈井江商業高校（体育館）	(130) 280	南町2区甲	65-2350	南町・高島・茶志内	S58	○
奈井江町体育館	(230) 490	東町6区	65-3200	東町・宮村・住友新町	S59	○
奈井江町農業構造改善センター	(60) 130	白山3区	—	巖島・白山・向ヶ丘・向ヶ丘栄町	H2	○

※（ ）は感染症対策を考慮した収容人員

〔指定緊急避難場所〕

（令和2年2月指定）

名 称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
奈井江町文化ホール（広場等）	本町2区	1,024
奈井江町交流プラザ「みなクル」（広場等）	本町1区	720
奈井江小学校グラウンド	北町3区	17,023
奈井江町社会教育センター（広場等）	本町10区	2,080
奈井江中学校グラウンド	本町9区	24,962
奈井江商業高校グラウンド	南町2区甲	21,154
奈井江町体育館（広場等）	東町6区	3,984
奈井江町農業構造改善センター（広場等）	白山3区	1,120
奈井江町役場（広場等）	本町10区	4,021
北町コミュニティ会館	北町4区	92
南町コミュニティ会館	南町1区	89
東町コミュニティ会館	東町4区	71
東町生活館	東町5区	98

向ヶ丘生活館	向ヶ丘	60
茶志内連合会館	南町2区乙	65
京極会館	茶志内7区	27
宮村農業集落センター	宮村2区	68
巖島農業集落センター	巖島1区	64
白山農業集落センター	白山2区	73
大和連合会館	大和4区	39
道の駅「ハウスヤルビ奈井江」	北町6区	170

## 第9 避難誘導

### 1 避難誘導

避難者の誘導は、民生対策部避難対策班又は警察官がこの任にあたるものであるが、住民組織等の協力を得て避難指示（緊急）の伝達、避難者の把握等を行うものとし、特に要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

### 2 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めるときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により標示板等を設置し、事故の防止を図るものとする。

### 3 避難の方法

ア 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

イ 自力で避難できない場合、避難途中で危険がある場合又は病院等の入院患者等の避難については、車両を利用して行う。

ウ 避難が広域にわたり、大規模な移送を要し、町において対応処理ができないときは、他の市町村長等又は自衛隊に対して応援要請又は派遣要請依頼を行う。

エ また、町は、平常時から現状を把握のうえ、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

## 第10 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被害者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第11 避難所の運営管理等

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 3 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 4 町は、避難所における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとするよう必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。その他、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 5 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- 7 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

### 第12 帳簿類の整理

運営管理者は、避難所における受入状況及び物品の受払を明確にするため必要な帳簿を供えておくものとする。

ア 避難所受入台帳

避難所受入台帳

〇〇〇避難所

管理者 確認印	月 日	受入人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
計（ 日間）						

- 備考 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入すること。
- 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名及び使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名、収容期間を「備考」欄に記入すること。

イ 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

奈井江町

品名	単位					備考
月 日	摘 要	受	払	残	備考	
計						

- 備考 1 「摘要」欄に、購入先、受入先又は払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

ウ 避難所設置及び受入状況

避難所設置及び受入状況

奈井江町

避難所名称	所在地	種別	開設期間	開設日数	実人員	延人員	備考
			月 日から 月 日まで	日間	人	人	
			月 日から 月 日まで	日間	人	人	
計		既存建物					
		野外仮設					

- 備考 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
- 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

### 第13 避難状況等の報告

1 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告、避難指示（緊急）を町長等が発令及び避難所の開設をしたときは、直ちに次の事項を記録するとともに、空知総合振興局長に対しその旨報告する。（町長以外の者が発令したときは、町長を経由して報告すること。）

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 避難所を開設

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 開設期間の見込み
- ウ 受入状況、受入人員
- エ 炊き出し等の状況

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに空知総合振興局長に報告する。

### 第14 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、予め空知総合振興局長へ報告する。

ただし、予め報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被

災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。

ただし、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

ウ 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

## 第15 費用及び期間

被災者の避難のため費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

## 第4節 救助救出計画

災害時によって、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出活動については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする関係機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任者

- 1 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、消防署、警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に受入れする。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等の応援を求めることとする。

- 2 町長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、本章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

### 第2 救助救出活動

町及び消防署、警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

#### 1 救出方法

被災者の救出は、災害の状況に応じ、民生対策部避難対策・救護班、消防機関、警察官、自衛隊、地域住民等の協力を得て迅速に救出活動を行うものとする。

#### 2 他機関への応援協力要請

応援協力要請は、災害状況に応じ本部長が判断し、担当部局から要請するものとする。

総務対策部総務・企画班一道、他市町村、警察、自衛隊

消防署－北海道広域消防相互応援協定による要請

#### 3 庁内応援協力体制の確立

災害時における被災者救出作業は、人命にかかわる重要な業務であることから、他の全ての応急作業に優先して実施できるよう各部において、随時、応急作業及び職員の状況を掌握しておくものとする。

#### 4 救出対象者

災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者でおおむね次に該当する場合とする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

- エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合
- オ その他自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

### 第3 費用及び期間

被災者の避難、救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

## 第5節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続き等については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

実施責任者は町長であるが救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の委任により実施する。

### 第2 食糧供給の対象者

- 1 避難所に受入れされた者
- 2 住家が被災して、炊事のできない者
- 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等
- 4 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者。
- 5 被害応急対策に従事している者

なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

### 第3 食糧供給品目

食料の供給は、原則として米穀とし、大規模な災害により炊き出しができない場合は、実情に応じパン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳幼児は、粉ミルクとする。

### 第4 食材の調達方法

#### 1 町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び供給を次により調達するものとする。

また、町において調達が困難な場合には、その確保について、空知総合振興局長を經由して知事に要請する。

#### ア 米穀の調達

炊き出し用の米穀の調達は、町内米穀販売店より調達するものとする。

#### イ 炊き出し以外の食料の調達

炊き出しによる食料供給ができない場合は、被災者等に対しておにぎり及びパン等の食料を供給するものとする。

ただし、食料の調達については、町内業者に依頼することを原則とするが、災害により町内業者において製造が不可能な場合は、食料供給協定を締結している他市町村に製造工場又は、チェーン店を有する食品販売業者に依頼するものとする。

#### ウ 乳児食の調達

乳児に対する給食は、実情に応じて町内業者及び協定締結業者から調達するものとする。

#### エ 他市町村との災害応急対策活動の相互応援に関する協定に基づく食料調達の要請

炊き出し及び、炊き出し以外の食料調達ができない場合は、本部長が判断し、総務対策部総務・

企画班が、他市町村等へ災害応急対策活動の相互応援に関する協定に基づき食料の調達を要請するものとする。

なお、協定市町村、協定内容については、本章第28節「広域応援・受援計画」を参照のこと。

## 2 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政策対策本部（内閣府）に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府所有米穀を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

## 3 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に確認等を行う。

## 第5 炊き出しの方法

### 1 実施責任者

炊き出しの業務は、民生対策部避難対策班が、各団体の協力を求めて実施する。

### 2 協力団体

奈井江町女性団体連絡協議会 日本赤十字奉仕団

### 3 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「本章第3節避難対策計画」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

### 4 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合は、米飯提供者から購入し供給する。

## 第6 食料の輸送

供給協定において規定する外は、本章第23節「輸送計画」の定めるところによる。

## 第7 食料の供給

1 被災者に対する給食は、原則として避難所において供給する。

2 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難場所において供給する。

3 食料の供給については、町内会、ボランティア等の協力により公平且つ円滑に実施する。

## 第8 費用及び期間

食料の調達に係る費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

## 第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1 町

救助法が適用された場合の被災者に対する衣料・生活必需物資の供給は、町長が知事の委任により実施する。

なお、救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達が困難なときは知事に斡旋、調達を要請するものとする。

#### 2 北海道

知事は、災害時における災害救援用物資について、町長の要請に基づき、斡旋及び調達を行う。また、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

### 第2 実施の方法

1 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況に応じて、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

2 町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。

ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。

イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

### 第3 給与又は貸与の物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ類等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ろうそく等）

#### 第4 給与又は貸与の方法

##### 1 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各連合区長及び行政区長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

##### 2 給与又は貸与の台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにしておくものとする。その際、救援物資とその他の救援物資とは明確に区分して処理するものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（様式1）
- (2) 物資購入（配分）計画表（様式2）
- (3) 物資受払簿（様式3）
- (4) 物資給与及び受領簿（様式4）

#### 第5 衣料、生活必需品等の調達先

衣料、生活必需品等の調達先は、商工会及び新砂川農業協同組合奈井江支所の協力により必要量を迅速に調達する。なお、調達が困難なときは、北海道知事に依頼し、調達するものとする。

#### 第6 給与又は貸与期間

衣料・生活必需物資の給与又は貸与についての費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

様式1（第4関係）

世帯構成員別被害状況

奈井江町

世帯区分 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小 学 生	中 学 生	高 校 生
全壊(焼)														
流 失														
半壊(焼)														
床上浸水														

様式2（第4関係）

物資購入（配分）計画表

奈井江町

世帯区分			1 人 世 帯				2 人 世 帯				3 人 世 帯				計				
			円				円				円								
品名	単価		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																			

様式3（第4関係）

物資受払簿

奈井江町

品名							
年 月 日	摘 要			受	払	残	備 考

備考 「摘要」欄は、購入先、受入先又は払出先を記入すること。

様式4（第4関係）

物資給与及び受領簿

奈井江町

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員	
----------	--	----------------	--

災害救援用物資として、下記のとおり受領しました。

住 所

世帯主名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

備考 受払年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

## 第7節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道の協力を求めることができる。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

#### 2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

### 第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

## 第8節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用に適する水を得ることができなくなったときに、住民に必要最少限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、中空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）が定める「危機管理マニュアル・災害・事故対策計画」によるものを基本として、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

応急給水は、町長が企業団企業長へ要請し、町と企業団が共同で実施する。町は企業団災害・事故対策本部員と相互連絡を密にし、給水に万全を期するものとする。

また、救助法が適用された場合は、知事の委任により実施する。

なお、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（一人当たり1日概ね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

### 第2 給水対象者

- 1 災害のため飲料水を得ることができない者。
- 2 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、住民情報等をもとに決定する。

### 第3 給水方法

企業団災害・事故対策計画に基づき給水を行う。

- 1 水道施設に被害のない場合  
給水タンク又は給水用機材によって給水する。
- 2 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合  
被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、給水タンク又は給水用機材により搬送給水する。
- 3 上水道施設全部が被災した場合  
近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。  
また、搬送給水は、給水タンクによるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

### 第4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、消火栓、医療施設、避難所等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

### 第5 応援の要請

町長からの要請を受けて企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は道へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水用機材の応援を要請するものとする。

## 第6 住民への周知

災害時における給水情報等については、給水時間、給水場所等を総務対策部総務・統括班と連携し、事前に住民に周知するものとする。

## 第9節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社は、次の対策を講ずる。

#### 1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって応急対策を講ずる。

なお、停電状況及び復旧見込等を町又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに周知を図る。

#### 2 町

町は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、本章第29節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、知事（空知総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

### 第2 広域停電対策

本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力株式会社は復旧に全力をあげるとともに、町は、北海道電力株式会社、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

#### 1 活動体制の確立

##### (1) 通報・連絡

北海道電力株式会社は、本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに当該市町村へ連絡する。

##### (2) 活動体制の確立

##### ア 町の活動体制

- a 町内において広域停電事故等が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。
- b 総務対策部総務・統括班は、災害対策本部等を設置したときは、関係部・班にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- c 総務対策部総務・統括班は、庁舎機能の確保及び情報システムの保全に努める。
- d 総務対策部総務・統括班は、信号機の停止等に対処するため、砂川警察署と協力して 交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。
- e 災害対策本部が設置された場合、本章の必要な応急対策に基づき、各部各班による応急救助等の対策を実施する。

##### イ 北海道電力株式会社の活動体制

- a 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力株式会社の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。

b 北海道電力株式会社は町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

## 2 町の情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、市が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

- (1) 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力株式会社に情報を提供する。同時に北海道電力株式会社からも、収集している情報を入手する。
- (2) 総務対策部総務・統括班は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

## 3 災害広報対策

- (1) 北海道電力株式会社は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にした上で情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- (2) 総務対策部総務・統括班は、本章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、北海道電力株式会社より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。
- (3) 北海道電力株式会社は、町及び道と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

## 4 被災者救出活動

### (1) 救助救出活動

総務対策部総務・統括班は、消防機関等からの連絡等により、被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

### (2) 救急活動

総務対策部総務・統括班は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受入れ状況を確認する。

## 5 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を受入れる。

避難所等の開設及び管理運営は、本章第3節「避難対策計画」の定めるところによる。

## 第10節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1 応急対策

ガス事業者は、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

#### 1 非常災害の事前対策

##### （1）情報連絡

ア 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて、関係各係と確認しておく。

##### （2）火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対する下記事項の啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

#### 2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、消防署、警察署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

## 第1.1節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 上水道

#### 1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に対しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広 報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等家財に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等に連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第12節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

### 第2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

#### 1 応急措置の準備

- (1) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- (2) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

#### 2 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

#### 3 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、2に準じ、応急復旧を実施するものとする。

### 第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

### 第13節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

- 1 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- 2 町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- 3 町長が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

#### 第2 実施の方法

##### 1 避難所の設置

町長は災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第3節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

##### 2 応急仮設住宅

###### (1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住家を確保できない経済的弱者で次に該当する者

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業業者等

###### (2) 入居者の選定

町長は、入居者の選考に当たっては、高齢者、身体障がい者等の要配慮者を優先し、決定するものとする。

###### (3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

###### (4) 建設戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

###### (5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

エ 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた町長が管理する。

(6) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規程の適用の除外措置があることに留意する。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

ウ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。

ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

### 第3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

### 第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅台帳（別記第1号様式）
- 2 住宅応急修理記録簿（別記第2号様式）

### 第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

### 第6 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にもあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第7 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

別記第1号様式（第4関係）

## 応 急 仮 設 住 宅 台 帳

奈井江町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 区分	竣工 月日	入居 月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯	/	/	/	/	/	/	/	/		/

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を明らかにすること。
- 5 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。



## 第14節 被災宅地安全対策計画

町の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

### 第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

### 第2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

### 第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

### 第4 危険度判定実施本部の業務

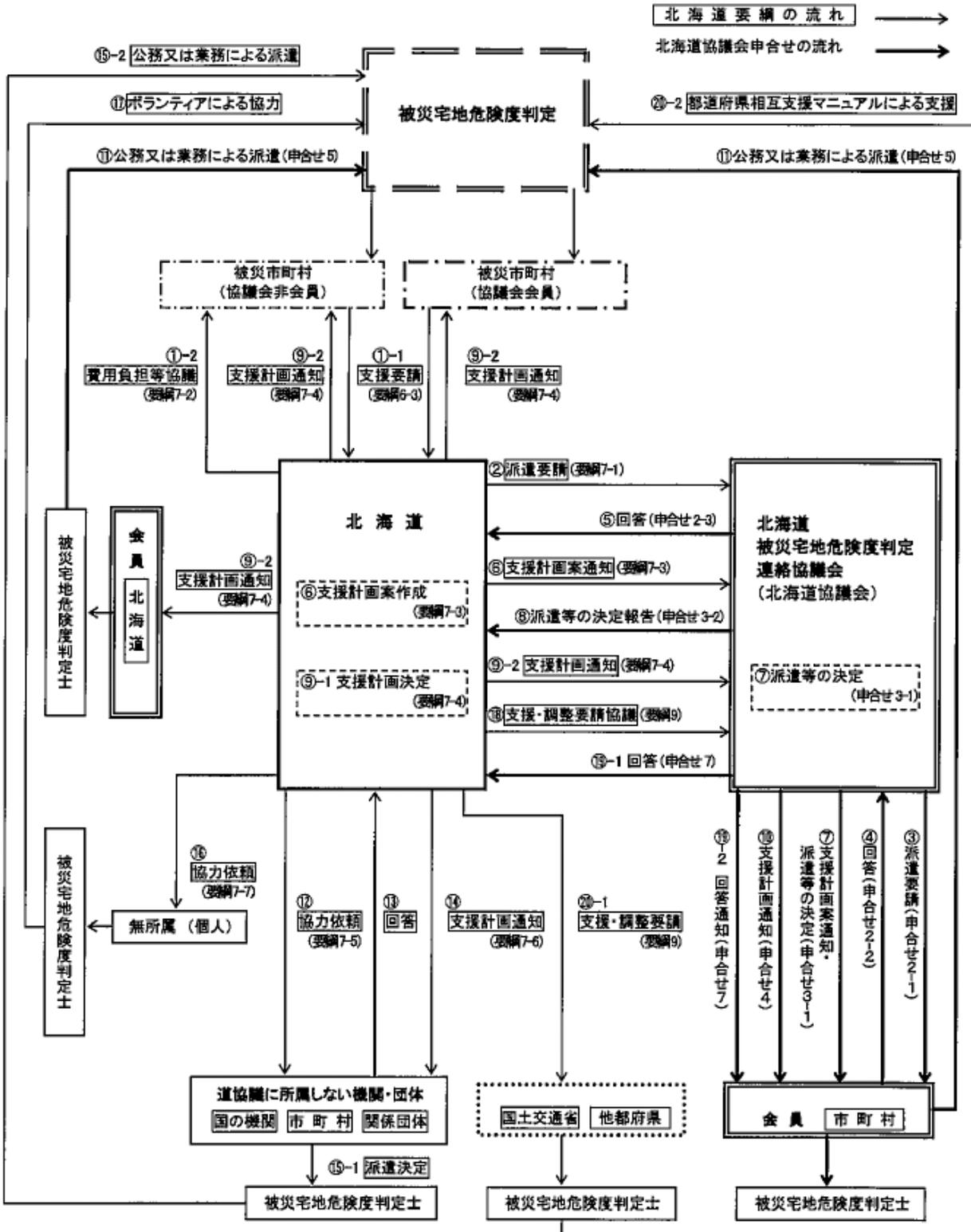
危険度判定実施本部は、建設・環境対策部水道・建設・住宅環境班に置き、次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 第5 事前準備

町は災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資器材の備蓄に努めるものとする。

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ



## 第15節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、この計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、避難対策・救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

2 避難対策・救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 避難対策・救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第2 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により町長が実施するほか、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 第3 医療救護の対象者

1 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

2 対象者の把握

医療及び助産の対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた町長は、直ちに救護に関し医師、薬剤師、看護師、助産師等の派遣

要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

#### 第4 応急救護所の設置

町長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、町内の各医療機関を原則とするが、災害の状況等により学校、体育館等の公共施設を使用する。

#### 第5 救急医療の要請

1 町長は災害に際し行われる救急医療の対応が町の体制を越える場合には、「中空知地域救急医療相互応援協定書」に基づき関係市町に要請し、次の事項を付して関係医師会の応援を求める。また、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チームDMAT又は災害派遣精神医療チームDPATの派遣を北海道（空知総合振興局）に要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 被災者の人員及び被災程度
- (3) 応援を得ようとする医師、看護師等の人員及び資器材

#### 第6 医薬品等の確保

医療及び助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、町内及び近隣市町村の医薬品等取扱業者から調達するものとするが、調達困難な場合は、町長は、北海道知事に対してあっせんを要請して確保に努める。

#### 第7 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- 1 避難対策・救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- 2 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）

#### 第8 災害通報伝達及び傷病者の把握

##### 1 災害通報伝達

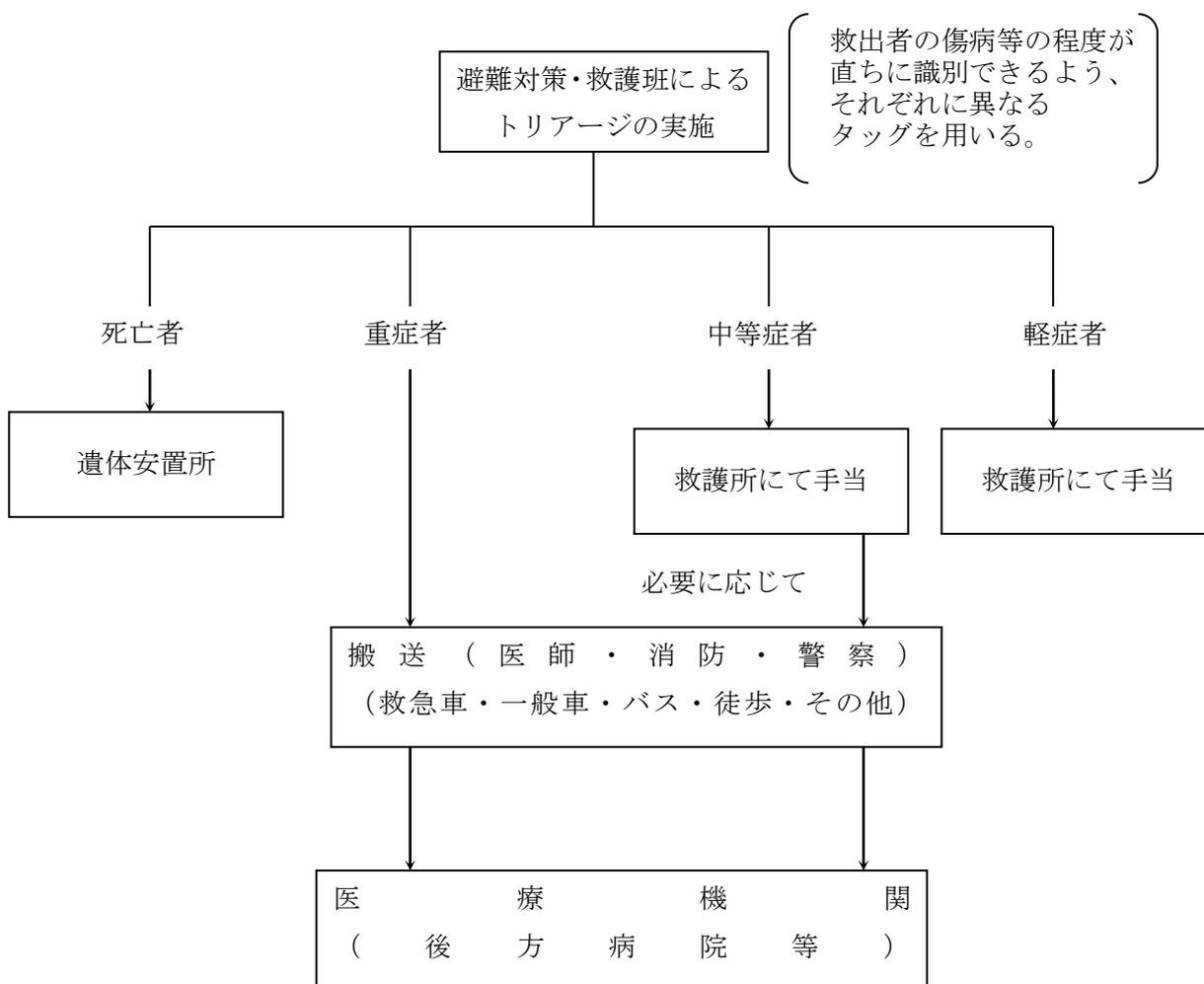
通信連絡体制及び方法については、「第3章災害通信情報計画」に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

##### 2 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（別記第1号様式）を作成の上、記録集計表（別記第2号様式）に記載するものとする。なお、個人情報の取り扱いには十分に注意する。

3 傷病者等の搬送系統



第9 輸送体制の確保

1 避難対策・救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

避難対策・救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防署が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は避難対策・救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入れ体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

## 第10 経費の負担及び損害賠償

### 1 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

- (1) 奈井江町：町が対策を実施する責務を有する災害の場合
- (2) 北海道：救助法が適用された災害の場合
- (3) 企業体等：企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

### 2 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ1の経費の負担区分により弁償するものとする。

### 3 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ1の経費の負担区分により補償する。

## 第11 臨時の医療施設に関する特例

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第12 町内の医療機関の状況

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	診療科目
奈井江町立 国民健康保険病院	本町10区	65-2221	50床	内科、小児科、整形外科 眼科
方波見医院	本町6区	65-2016		内科、小児科
武市内科	北町2区	65-5444		内科
岸本内科消化器科クリニック	本町5区	66-2001		内科、消化器内科
安達歯科	本町1区	65-2659		歯科
山中歯科	本町7区	65-5554		歯科
ないえ歯科	北町1区	65-5355		歯科

## 第13 災害拠点病院の状況

災害拠点病院は、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関で、中空知地域（第2次医療圏）において厚生労働省より指定を受けている病院は、次のとおりである。

災害拠点病院 砂川市立病院（災害派遣医療チームDMAT、地域救命救急センター）  
所在地 砂川市西4条北3丁目1番1号 電話番号 54-2131

別記第1号様式（第8の2関係）

救急状況調査

奈井江町

取扱者	認識 番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病 者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
					男女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所
~~~~~								
~~~~~								

別記第2号様式（第8の2関係）

記録集計表

奈井江町

月 日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分現在	人	人	人	人	人	人		
	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
~~~~~								
~~~~~								

## 第16節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 被災地の防疫は、町長が北海道知事の指導又は指示に基づき実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町長のみで防疫の実施が不能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施する。

### 第2 防疫班の編成

- 1 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班を編成する。
- 2 防疫班は概ね衛生技術者1名、作業員若干名をもって編成するものとする。

### 第3 防疫の種類及び方法

#### 1 被災地の消毒方法

浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

#### 2 家屋等の消毒

- (1) 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。）を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。
- (2) 水洗便所は逆性石鹼で消毒し、便層は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

#### 3 検病及び検水の調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の協力により、検病及び検水の調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

#### 4 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

#### 5 患者等に対する措置

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）と速やかに連携して対応するものとする。

#### 6 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

##### (1) 健康調査等

避難所に対して少なくとも1日1回健康調査を実施するものとし、調査の結果必要がある場合は、保健所に連絡する。また、北海道知事は必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施するものとする。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、便所、炊事場及び洗濯場の消毒のほか、クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定により道が実施する場合もある。）をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度、消毒させるものとする。

#### 第4 防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材に不足が生じた場合は、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）又は近隣市町村等から借用するものとする。

#### 第5 家畜防疫

被災地の家畜防疫は、北海道知事が実施するものとする。

## 第17節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の実施については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 被災地における廃棄物等の処理は、町長が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。

### 第2 廃棄物等の処理の方法

#### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所用の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### 2 ごみの収集及び処分の方法

##### (1) 収集

災害地の住民に協力を要請し、食物の残飯物及び伝染病の源となるものから順に収集するものとする。一般的なごみは、その後に収集するものとする。また災害の状況により清掃能力が限界に達し、完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し収集に万全を期するものとする。

##### (2) 処分

町の最終処分場若しくは砂川地区保健衛生組合の処理施設を使用するが、災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日焼却等の環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

#### 3 し尿処理の収集及び処分

##### (1) 処理

被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするるとともに、災害の状況により仮設便所を設置するものとする。

##### (2) 処分

町が使用するし尿処理施設にて完全処理に努めるものとするが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

### 第3 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理方法は、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の指導を受け、移

動できるものについては、焼却又は埋設の方法で処理するものとし、移動できないものについては、臨機の措置を講じるものとする。なお、埋設する場合にあっては、1メートル以上覆土するものとする。

## 第18節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理及び埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 救助法適用後、北海道知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字北海道支部が行うものとする。救助法が適用されない場合でも町長は、警察官、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

### 第2 行方不明者の捜索

- 1 捜索の対象  
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- 2 捜索の実施  
行方不明者の捜索は、町長が警察官及び消防機関と協力し捜索班を編成し実施するものとする。  
なお、被災の状況により地域住民の応援を得て実施するものとする。
- 3 応援要請  
本町において被災し、行方不明者が漂流等により他の市町村に漂流をしていると考えられる場合においては、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請するものとする。
  - (1) 行方不明者が漂流又は埋没していると思われる場所
  - (2) 行方不明者数、氏名、年齢、性別、容ぼう、特徴、着衣等

### 第3 遺体の収容処理

- 1 対象者
  - (1) 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族又は親族に連絡して引き渡すものとする。
  - (2) 災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が実施する。
- 2 変死体の届出  
変死体については、直ちに警察に届けるものとし、検死後において処理にあたるものとする。
- 3 遺体の一時保存  
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物、公園等死体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。
- 4 安置場所の確保  
町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

#### 第4 遺体の埋葬

災害の際死亡した者で、町長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 事故死等の遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- 2 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。
- 3 被災地以外で漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人扱いとする。
- 4 火葬施設

名称	所在地	電話番号	処理能力
奈井江町葬斎場	奈井江町字奈井江 1, 151 番地 2	65-4672	火葬炉 2 基

#### 第5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

#### 第6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

## 第19節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1 町

町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

#### 2 北海道

- (1) 知事（空知総合振興局長）は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ、現地指導を行う。
- (2) 町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」と言う。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 第20節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、町長が道に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

### 第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じて、道（農政部長）に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

#### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

## 第21節 障害物除去計画

水害、その他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい障害を与えらると思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の委任により実施する。
- 2 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模、障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
- 3 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により当該施設の所有者が行うものとする。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えらるる予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他の公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、グラウンド等を利用し集積するものとする。
- 2 工作物等は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。
- 3 北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第22節 交通応急対策計画

災害時における道路等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

### 第1 交通応急対策の実施

#### 1 町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (3) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

#### 2 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合は、速やかに被害状況や危険箇所等を連絡するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密としながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき、斡旋及び調達を行うものとする。

#### 3 北海道開発局

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限し、交通の確保を図るものとする。

#### 4 砂川警察署

- (1) 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- (2) 通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手側が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

#### 5 砂川地区広域消防組合

- (1) 消防職員は警察がその場にはいない場合に限り、交通禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 消防職員は、前記（1）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

## 6 自衛隊

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前記（1）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び砂川警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 破損し、又は通行不能となった道路の路線名及び区間並びに迂回路を設定できる場合は、その路線名、分岐点及び合流点。
- (2) 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無。

### 2 交通規制の実施

道路管理者及び砂川警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者及び砂川警察署は、交通規制により通行の禁止又は制限を行ったときは、防災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

## 第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域内又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

### 1 通知

砂川警察署は緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。

## 2 緊急通行車両の確認手続

(1) 空知総合振興局長又は砂川警察署は、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

### (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、総合振興局又は砂川警察署及び交通検問所で行う。

### (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

### (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- 1 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

## 3 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、砂川警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

## 4 放置車両対策

(1) 砂川警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

#### 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

## 第23節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、避難住民及び災害対策応急要員の移送及び救援並びに救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする（基本法第50条第2項）。災害時輸送の統括は、総務対策部総務・統括班が行うものとする。

### 第2 輸送の方法

#### 1 車両輸送

災害時輸送は、一時的には、自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間車両の借り上げを行い輸送に支障のないようにする。

#### 2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力輸送を行うものとする。

#### 3 空中輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合又は航空機の活用が有効と認められる場合は、知事に対し、消防防災ヘリコプターの輸送を要請するものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能地点は、次のとおりである。

発着場所	所在地	面積
奈井江小学校グラウンド	北町3区	17,023 m <sup>2</sup>
奈井江中学校グラウンド	本町9区	24,962 m <sup>2</sup>
寿公園	東町6区	17,807 m <sup>2</sup>

## 第24節 消防防災ヘリコプター等活用計画

災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

### 第1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領」の定めるところによるものとする。

### 第2 緊急運行の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対し要請するものとする。

- 1 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- 2 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- 3 その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

### 第3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3 災害現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- 5 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資器材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

### 第4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ T E L 011-782-3233
- ・ F A X 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 5-6210-39-897、898

### 第5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運行に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

### 第6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- 1 災害応急対策活動
  - (1) 被災状況の調査などの情報収集
  - (2) 救援物資、人員、資器材等の搬送
- 2 救急活動・救助活動
  - (1) 傷病者、医師等の搬送
  - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
  - (1) 空中消火
  - (2) 消火資器材、人員等の搬送
- 4 その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

## 第7 救急患者の緊急搬送手続等

### 1 応援要請

町長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運行を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

### 2 救急患者の搬送手続

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域政策部地域政策課）及び砂川警察署にその旨を連絡するものとする。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。
- (3) 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
- (4) 町長は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運行の可否、運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

## 第8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地（道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

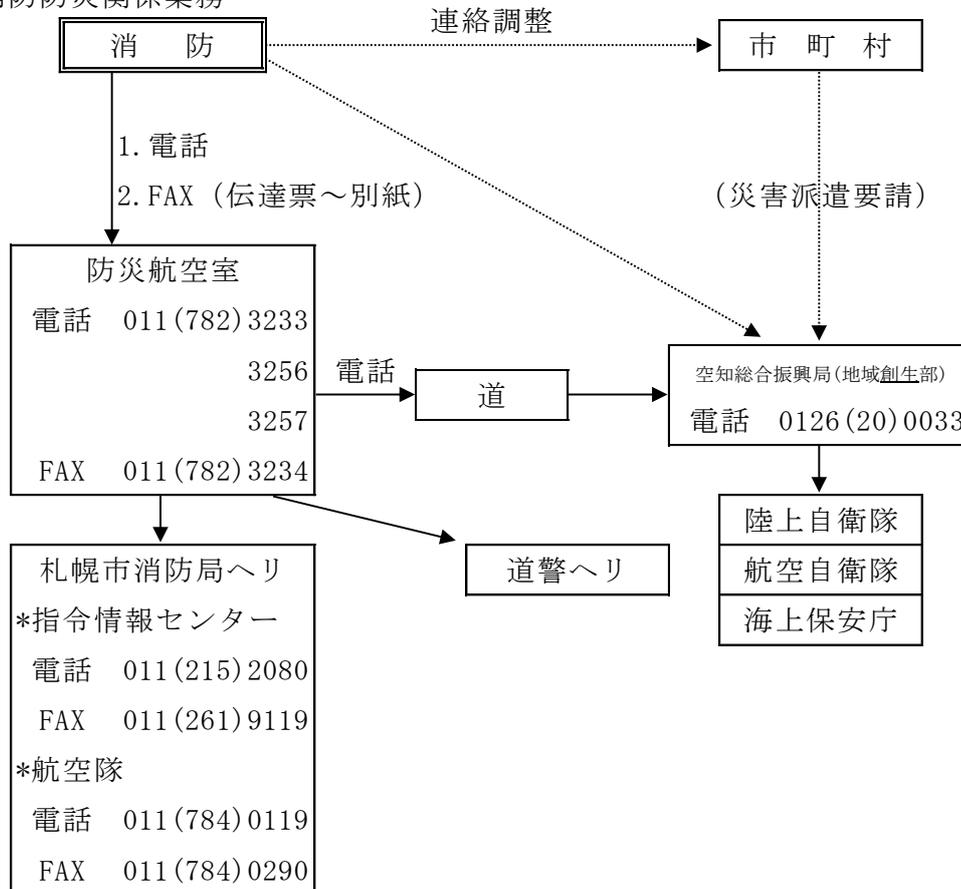
番号	名称	住所	冬期間使用	整備状況
1	奈井江中学校グラウンド	奈井江町字奈井江町 147 番地 4	除雪 無	土
標点 北緯 43 度 25 分 32 秒 東経 141 度 52 分 41 秒				

## 第9 消防防災ヘリコプター運行系統図

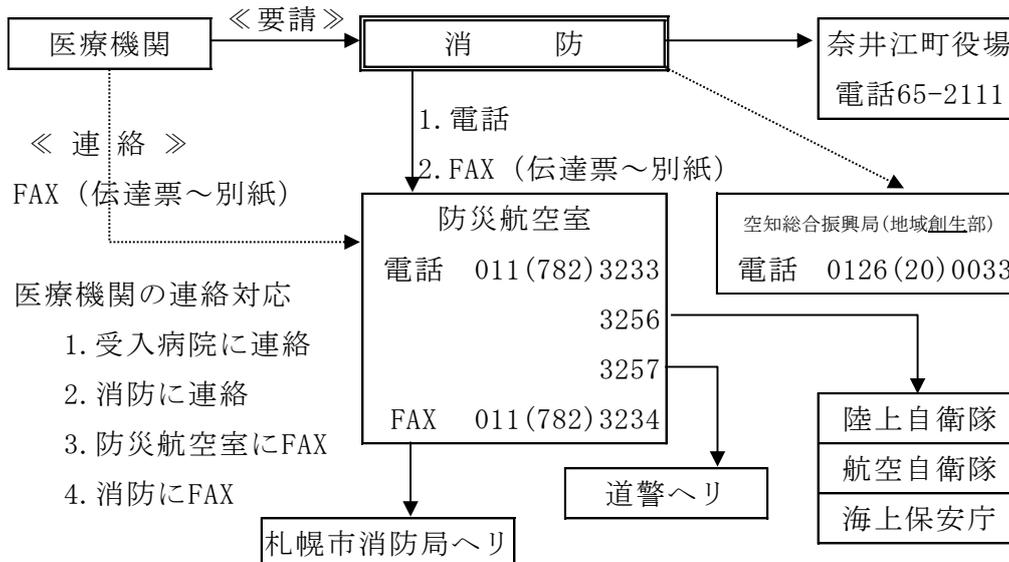
消防防災ヘリコプターの緊急運行要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプターの運行系統

◇ 消防防災関係業務



◇ 救急患者の搬送



※防災航空室への連絡要請・報告は、消防本部又は奈井江・浦臼支署が行う

別記第1号様式（第3関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

（第 報）

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名						
		担当者職氏名						
		連絡先						
・ 災 派 害 遣 の 理 状 由 況	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況 ・ 措置状況							
派遣を必要とする理由				希望する 活動内容				
気象の状況								
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名							
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)						
必 要 と す る 資 機 材				現地での資機 材確保状況				
				特記事項				
傷病者の 搬送先				救急自動車等 の手配状況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請し ている機関名							
	現場付近で活動中 の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)		(職氏名)					
無線連絡方法	(周波数)				Hz			
その他参考 となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第2号様式（第5関係）

奈 総 防 第 号  
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

奈井江町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考 となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第3号様式（第7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名 担当者 課名	電話 職名	F A X 氏名			
2 依頼病院名 所在地 担当者（医師名）	電話 医師	氏名			
3 受入れ医療機関名 所在地 電 話 受入れ医療機関の了承	F A X 有 ・ 無				
4 <sup>ふりがな</sup> 患者氏名 <sup>ふりがな</sup> 住 所 <sup>ふりがな</sup> 病 名 経 過	生年月日 年 月 日生 歳 男・女 体 重 kg 職 業 現 状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属： 依頼病院 ・ 受入れ医療機関 ）					
氏名	医 師		年齢	歳	体重 kg
	看護師		年齢	歳	体重 kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴 （規格 × 、重量 g）					
②保育器 （規格H ×W ×L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 × 、重量 g）					
④その他 （名称 、規格 × 、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院 kg kg kg					
②受入れ医療機関 kg kg kg					
現場離着陸場			メモ		

注 市町村は、No.1～No.6の項目を記載のうえ要請すること。

救急患者搬送処理票（北海道防災航空室）

※確認事項				
気象・丘珠空港・着陸地（管制・C A B・空港施設）・救急車（現地・到着地）・給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知				
防災航空室から町 年 月 日 時 分				
【伝達方法：電話（伝達先氏名）・FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
◎総括管理者（危機対策課）			《TEL 231-4111 内 22-581》	
			《FAX 231-4314》	
◎空知総合振興局（地域政策課）			電話伝達先氏名 《TEL 0126-20-0033》	
			（ ） 《FAX 0126-25-8144》	
◎道警察航空隊			電話伝達先氏名 《TEL 251-0110 内 753222》	
			（ ） 《FAX 781-4944》	
◎札幌消防航空隊			電話伝達先氏名 《TEL 784-0119》	
			（ ） 《FAX 784-0290》	
◎陸上自衛隊北部方面総監部 運用室運用班			電話伝達先氏名 《TEL 511-7116 内 2574》	
			（ ） 《FAX 511-7116 内 2722》	
◎航空自衛隊 第2航空団防衛班			電話伝達先氏名 《TEL 0123-23-3101 内 2231》	
			（ ） 《FAX 0123-23-3101 内 2769》	
◎第一管区海上保安本部救難課			電話伝達先氏名 《TEL 0134-27-6171 内 282》	
			（ ） 《FAX 0134-27-6187》	
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救急車		ヘリコプター	
	場所	時刻	場所	時刻
現 地	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :
			給油	(着) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

## 第25節 文教対策計画

学校施設の被災により、通児童生徒の安全の確保や、常の教育に支障を来した場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 小、中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用されたときは、北海道知事の委任を受けて町長が行う。
- 2 学校ごとの災害発生時の対応については、学校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。
- 3 児童生徒等の安全確保
  - (1) 在校（園）中の安全確保
 

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。
  - (2) 登下校時の安全確保
 

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。
  - (3) 施設の整備
 

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善に努める。

### 第2 応急対策

- 1 休校措置
  - (1) 休校の基準
 

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
  - (2) 授業開始後の措置
 

授業開始後において休校措置を決定し、児童及び生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、児童にあっては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。
  - (3) 登校前の措置
 

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話連絡等確実な方法で児童及び生徒に周知徹底させるものとする。
- 2 施設の確保と復旧対策
  - (1) 応急復旧
 

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。
  - (2) 校舎の一部が使用不能となった場合
 

特別教室、屋内運動場等を利用し、授業の確保に努める。
  - (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校又は公共施設を利用し、授業の確保に努めるものとする。

(4) 仮校舎の建築

前号において施設の確保ができない場合は、仮設校舎の建設等を講ずるものとする。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じ特別計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童及び生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育の場所として、集会施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童及び生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充当された場合には、特に児童及び生徒の管理に注意するとともに、収容により授業に支障を来たさないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

4 教職員の確保

当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処理に当たるものとする。なお、当該学校だけで実施が不可能なときは、道教育庁（空知教育局）と、緊密な連絡をとり近隣の学校教職員を動員配置するなど、教育に支障を来たさないようにする。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災した時は、できる限りの応急修理を行い給食の継続を図るものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ緊急確保を図るものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場及び便所は常に清潔にして消毒に万全を期すこと。

(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### 第3 救助法適用に伴う学用品の給与

児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。また、救助法が適用されない場合であっても、これに準ずるものとする。

1 対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障のある児童及び生徒

2 学用品の品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

**第4 文化財保全対策**

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物）の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全及び保護にあたり災害が発生したときは、速やかに奈井江町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第26節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（砂川警察署）の諸活動は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

### 第2 災害時における警備体制の確立

砂川警察署長（以下「警察署長」という。）は、管内の状況に応じて必要と認めるときは、所定の必要な警備体制をとるものとする。

### 第3 災害警備

#### 1 異常現象などの通報

警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、警察署長に報告するとともに、基本法第54条第3項の規定に基づき、速やかに町長に通報するものとする。

#### 2 事前の措置

##### (1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条に基づき警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

##### (2) 事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条第2項の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

#### 3 災害時における情報収集

警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な情報収集を行うとともに、必要と認められる場合は、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有するものとする。

#### 4 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通規制、その他警察活動について、警察措置上必要な事項について広報を行うものとする。

#### 5 避難

(1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定に基づき、避難のための指示、又は警告を行う場合は、町防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合、当該避難所の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。

(2) 町長は、警察署長、又は警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法

第60条の規定に基づく避難の指示について、適切な措置を講ずるものとする。

- (3) 警察官は、町、消防機関等と協力して安全な経路を選定して避難誘導に当たるとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロール、犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

## 6 救助

警察署長は、町長と協力し被災者の救出及び負傷者、病人の応急的救護並びに遺体見分に努めるとともに、状況に応じて町長が行う災害応急活動に協力するものとする。

## 7 応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとし、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

## 8 災害時における交通規制

### (1) 基本法に基づく交通規制

ア 都道府県公安委員会は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき及び、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（基本法第76条第1項）

イ 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第1項）

ウ 前記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手側が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第2項）

### (2) 道路交通法に基づく交通規制

#### ア 警察署長が行う交通規制

警察署長は、災害により道路の破損等危険な状態が発生し、必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

#### イ 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を要するときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

## 第27節 労務供給計画

災害時における応急対策に必要な労務の供給については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行う。

### 第2 民間団体への協力要請

#### 1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず住民組織等を動員し、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

#### 2 動員要請

本部の各班において住民組織等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務対策部総務・統括班を通じて要請するものとする。

- (1) 必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

#### 3 住民組織等の要請先

##### (1) 織等の要請先

第2章第5節「住民組織等への協力要請」による。

##### (2) 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者への炊き出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の提供
- オ 被災者への医療及び助産の協力
- カ 避難所の清掃
- キ 町の依頼による被害状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

### 第3 労務者の雇上げ

活動要員等に人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

1 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療及び助産のための移送労務者
- (3) 被災者救出のための機械、器具又は資材の操作のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明者の搜索及び処理のための労務者
- (7) その他災害応急対策のために必要なとき。

2 滝川公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして滝川職業安定所長への求人の申込みをするものとする。

- (1) 職業別所要労務員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

**第4 費用の限度及び期間**

- 1 費用は、町が負担するものとし、賃金は、当町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本として町長が定める。

ただし、費用の負担及び賃金は救助法が適用された場合はこれによるものとする。

- 2 期間は、当該救助の実施期間とする。

## 第28節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策等を円滑に実施するための広域応援・受援対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第3節の14による。

### 第1 道及び他市町村等に対する応援要請

地震等による大規模災害が発生し、円滑に応急対策又は災害復旧を実施するうえで必要があると認めるときは、道に応援を要請するほか、他の市町村との相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、町は道及び他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他市町村の応援の受入れ体制を確立しておくものとする。

#### 1 要請の決定

各班長は、道及び他の市町村等に応援を要請する必要がある場合は、総務課長を通じて本部長に報告するものとする。

本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定する。

#### 2 要請の手続き

要請の手続きは、次の事項を明らかにし、電話等の通信手段及び文書をもって行うものとする。

- (1) 応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか応援要請に必要な事項

#### 3 応援派遣職員の指揮等

応援派遣職員の指揮は、直接関係部があたるものとするが、常に活動の状況については、総務課長を通じ本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

なお、応援派遣職員の宿舍等、受入れに必要な事項は、総務対策部総務・統括班が担当する。

### 第2 道に対する応援要請

町単独では、十分な救援等の応急対策を実施することができない場合は、空知総合振興局(地域創生部地域政策課)を通じて道に応援を要請する。

連絡先 電話 0126-20-0033

北海道総合行政情報ネットワーク 5-6450-2191

### 第3 消防機関の措置

- 1 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 消防機関は、他の要望機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入態勢を確立しておく。

#### 第4 国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、市町村が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

## 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における人命又は財産の保護のため自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害派遣要請基準

- 1 人命救助のため応援を必要とするとき。
- 2 災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 6 緊急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

### 第2 災害派遣要請手続

#### 1 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により北海道知事（空知総合振興局長）に依頼するものとする。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で要求したときは、その後速やかに文書を提出するものとする。

また、人命の緊急救助に関し、依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（空知総合振興局長）に依頼できないときは、直接陸上自衛隊滝川駐屯地司令（第10普通科連隊長）に通知することができる。ただし、この場合において、速やかに北海道知事（空知総合振興局長）に連絡し、その後文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

#### 2 担当班及び要請先

担当班 災害策本部総務対策部総務・統括班が行う。

要請先 (1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課主査（防災）

電話 0126-20-0033

(2) 陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊長（第3科）

（滝川駐屯地司令） 電話 0125-22-2141

### 第3 災害派遣部隊の受入態勢

#### 1 受入準備の確立

北海道知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

##### (1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両等の保管場所の準備その他受入のために必要な措置をとるものとする。

- (2) 連絡職員の指名  
派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。
  - (3) 活動内容等の計画  
活動の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。
- 2 派遣部隊到着後の計画
- (1) 災害派遣部隊との作業計画等の協議  
派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置を講じる。
  - (2) 北海道知事（空知総合振興局長）への報告  
総務対策部総務・企画班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（空知総合振興局長）に報告する。
    - ア 派遣部隊の長の官職名
    - イ 隊員数
    - ウ 到着日時
    - エ 従事している作業の内容及び進捗状況
    - オ その他参考となる事項

#### 第4 自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

#### 第5 自衛隊への情報提供

町長は、災害派遣時における自衛隊の支援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害情報の提供に努めるものとする。

## 第6 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機事故などの発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認めら

## 第7 派遣部隊の撤収依頼

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなると認めるときは、速やかに別記第2号様式により北海道知事（空知総合振興局長）に依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

## 第8 経費等

- 1 次の費用は、本町が負担するものとする。
  - (1) 資材費及び機器借上料
  - (2) 電話料及びその施設費
  - (3) 電気料
  - (4) 水道料
  - (5) し尿処理手数料
- 2 その他必要な経費については、自衛隊及び本町において協議の上、定めるものとする。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

別記第1号様式（第2の1関係）

奈 総 防 第 号  
年 月 日

空知総合振興局長 様

奈井江町長 ㊤

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり ① のため緊急措置が必要なの  
で、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

- 1 災害状況及び派遣を必要とする理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を必要とする区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

別記第2号様式（第4関係）

奈 総 防 第 号  
年 月 日

空知総合振興局長

様

奈井江町長

㊟

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け奈総防第 号で要請した災害派遣については、  
ので、次の時刻をもって撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時 年 月 日 時 分

2 撤 収 区 域

### 第30節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、善意の支援申入れに適切に対応し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための奈井江町社会福祉協議会、奈井江町赤十字奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携に関する事項は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関等は、奈井江町社会福祉協議会、奈井江町赤十字奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

#### 第2 ボランティアの受入れ

町は、災害ボランティア活動指針に基づいて関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制を確保するよう努める。

また、町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

#### 第3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- 2 炊出しその他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資及び資機材等の輸送及び仕分け・配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

#### 第4 ボランティア活動の環境整備

町及び奈井江町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び奈井江町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と奈井江町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

### 第31節 職員派遣計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

#### 第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長に予め協議しなければならない。

#### 第2 派遣要請の決定

各対策部長は、応急措置に係る応援のため、指定地方行政機関の職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務対策部長を通じて、本部長（町長）の決定を受けるものとする。

本部長は、本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直ちに本部長が決定するものとする。

#### 第3 派遣要請の手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員派遣について必要な事項

2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 応援隊の受入窓口及び活動状況の把握

応援隊の受入は、総務対策部長が行うものとし、活動内容に直接関係のある対策部に引き継ぐものとする。

応援隊を受け入れた部は、活動内容についての折衝に当たるとともに、応援隊の活動内容、応援隊の食糧、宿舎等受入れに必要な事項を総務対策部長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

#### 第4 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の規定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。

ただし、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

4 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用する。

5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	6,620円
60日を超える期間	3,970円	6,620円

### 第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

救助法による救助は、知事（空知総合振興局長）が行う。

ただし、救助法第13条に基づき委任された救助は、町長が行う。

#### 第2 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

##### 1 救助の種類（市町村長委任事項）

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 災害にかかった者の救出
- ケ 住宅の応急修理
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 遺体の捜索
- ス 遺体の処理
- セ 障害物の除去

- 2 救助の程度、方法及び期間は、救助法施行令第3条の規定に基づき応急救助に必要な範囲内において、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け知事が定める。

#### 第3 救助法の適用手段及び適用基準

救助法の適用については、救助法施行令第1条の定めによるが、奈井江町における具体的な基準は次のとおりである。また、発生した災害が救助法の適用に該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

- 1 町の区域内で40世帯以上の住家が滅失したとき。
- 2 道の区域内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内で20世帯以上の住家が滅失したとき。
- 3 道の区域内において12,000世帯以上の住家が滅失した場合等であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

## 第4 被災世帯の判定基準

### 1 住家被害の判定基準

#### ア 滅失

全壊、全焼、流失の状態をいう。

補修により再使用することが困難で、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。

#### イ 半壊、半焼

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。

具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。

なお、半壊、半焼は2世帯で滅失1世帯に換算する。

#### ウ 床上浸水

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

なお、同状態の世帯は3世帯で滅失1世帯に換算する。

### 2 世帯及び住家の単位

#### ア 世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であればそれぞれの世帯を1世帯とする。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯とする。

#### イ 住家

住家とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれ等生活に必要な部分の戸数は、合わせて1戸とする。また、社会通念上、住家と称される程度のもであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家として取り扱う。

アパート等の場合は、各世帯が居住のため利用している部分が、他と遮断、独立しており、かつ、そこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものに限り、これらの各部分（世帯毎の部屋）をもって1住家として取り扱う。

### 3 救助法適用以外における町が行う救助の種類・方法等

救助法適用以外における町が行う救助の種類・方法等については、本章各節に定めるとおりである。

## 第5 救助法の適用手続き

### 1 町長は、町の区域内における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を空知総合振興局長に報告しなければならない。

#### ア 災害発生の日時及び場所

#### イ 災害の原因及び被害の状況

#### ウ 救助法の適用を要請する理由

- エ 救助法の適用を必要とする期間
  - オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
  - カ その他必要な事項
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

## 第6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。